

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年4月22日(火)10時から11時00分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (10人)

会長	6番	吉見 洋和
会長職務代理者	10番	永井 利一
	1番	齊木 明子
	2番	久原 美樹
	3番	峯 俊一郎
	5番	加藤 清満
	7番	森 正三郎
	8番	碩 悟
	9番	岡野 正郎
	11番	川島 博

4.欠席委員 (0人)

5.議事日程

第1 報告第8号 人事案件について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 会期の決定について

第4 議案第7号 農地法第3条の規定による許可について

第5 議案第8号 非農地証明について

第6 報告第9号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第7 報告第10号 農地の貸借解約通知書について

第8 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出

第9 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

次 長 内 忠廣

主 幹 田中 秀幸

会計年度任用職員 大黒 佐江子

7.農林課農業振興係職員

主 幹 川畑 金徳

8.会議の概要

事務局次長	<p>おはようございます。</p> <p>本日事務局長の永井が議会全員協議会に出席しておりますので、代わりに私が進行を務めさせていただきます。</p> <p>ただいまから、第4回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は10名で定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは吉見会長に挨拶をお願いいたします。</p>
会長	【挨拶】
事務局次長	それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして、吉見会長に議長をお願いします。
議長	これより会議を開きます。日程第1、報告第8号、人事案件について事務局より説明を求めます。
事務局	令和7年4月1日付人事異動によりまして、農業委員会事務局次長兼農地農政係長に内忠廣、農業委員会主幹に田中秀幸の2名が農業委員会へ出向となっております。
議長 議長	<p>事務局より報告第8号の説明がありました。</p> <p>川畑金徳次長に代わって内忠廣次長、堀江美彩主事に代わって田中秀幸主幹になります。内次長と田中君に自己紹介を兼ねて挨拶をお願いします。</p>
事務局	【内次長・田中主幹挨拶】
議長	次に日程第2、議事録署名議員の指名を行います。議席番号11番、川島委員、議席番号1番齊木委員の2名を指名いたします。
	次に日程第3、会期は本日の1日間といたします。
	休憩します。
副議長	<p>議長本人の議案のため、私、永井が議長代理を務めさせていただきます。</p> <p>再開いたします。</p> <p>日程第4の議案第7号1、農地法第三条の規定による許可についてを議案とし、調査委員から説明を求めます。森委員。</p>
7番委員	<p>おはようございます。議案第7号1、農地法第3条の規定による許可についての調査報告いたします。調査員が私と永井委員、事務局から田中さんで調査をいたしました。</p> <p>土地の表示</p> <p>①瀬戸内町大字篠川字尾崎677番11、畑、1,042㎡、合計1筆1,042㎡</p> <p>理由は売買</p> <p>現地調査では、レモンの苗を20本ぐらい植えてあります。</p> <p>下の方は、お目通しいただきたいと思います。</p>
副議長	<p>調査報告は終わりました。</p> <p>この案件について質疑はございませんか。碩委員。</p>
8番委員	譲受人の家畜・農具にあるSS・モアーは何ですか。
農林課	SSはスピードスプレーでミカンの防除機です。モアーは乗用型の草刈機です。
副議長	他に質疑はありませんか。川島委員。

11 番委員	譲渡人の農地所有に自作地とありますが、自作地という定義は、現在本人が耕作してる通り自作しているということではないのか。譲渡人の住所が茨城県になっているので現在耕作できないということですよ。所有農地でいいのではないのか。
農林課	様式的に自作地として記入するようになっている。
副議長	他に質疑はありませんか。 質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第7号1について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第7号1は可決いたしました。 休憩します。
議長	再開します。 次に、議案第7号2について調査委員から説明を求めます。岡野委員。
9 番委員	おはようございます。議案第7号2、農地法第3条の規定による許可についての調査報告いたします。調査員が私と森委員、事務局から田中さんで調査をいたしました。 土地の表示 ①瀬戸内町大字蘇刈字溝田原 650 番 3、畑、833 m ² ②瀬戸内町大字蘇刈字溝田原 653 番 4、畑、850 m ² ③瀬戸内町大字蘇刈字阿カン間 850 番 3、畑、158 m ² ④瀬戸内町大字蘇刈字阿カン間 850 番 4、畑、158 m ² ⑤瀬戸内町大字蘇刈字阿カン間 850 番 5、畑、158 m ² 合計 5 筆 1,657 m ² 理由は売買 下の方は、お目通しいただきたいと思います。
議長	調査報告は終わりました。 この案件について質疑はございませんか。碩委員。
8 番委員	譲受人の自作地の現状はどうなっているのか。
農林課	この土地は農林課へ開墾の申請が出ております。
議長	他に質疑はありませんか。 質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第7号2について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第7号2は可決いたしました。 次に、日程第5の議案第8号1非農地証明についてを議題とし、調査委員会から説明を求めます。久原委員。
2 番委員	議案第8号1、非農地証明についてご説明いたします。 土地の表示 ①瀬戸内町大字諸鈍字操原 204 番地、畑、148 m ² 、合計 1 筆 148 m ² 非農地に至った理由並びに現在の管理状況 当該地は、以前は耕作していたが昭和 35 年に住居を建築し現在に至っている。 証明書を必要とする理由

	<p>現況に則した地目変更をするため。 以下お目を通してください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	調査報告は終わりました。この案件について質疑はございませんか。川島委員。
11 番委員	これは製糖工場も中に入っていますか。
農林課	製糖工場もキビ酢工場も入っています。キビ酢のもろみの免許取得のために地目を畑から宅地に変更するものです。
議長	他に質疑はありませんか。碩委員。
8 番委員	事務処理要領の第 2 条第 6 号の宅地だけではなく、第 5 号の農業用施設に転用された土地でもあるのではないのか。県への報告があるのではないのか。
農林課	住宅も工場も同じ筆の中に入っているが、宅地で地目変更し、法務局へ届け出ることになっているので第 6 号としています。県への報告はありません。
議長	他に質疑はありませんか。川島委員。
11 番委員	面積が非常に少ないのではないのか。
農林課	148 m ² の面積については登記簿上の面積で実測では 700 m ² ほどになると思いますが、農業委員会としては、面積は関係ありませんので地目を変更することについて認めるかどうかになります。
議長	<p>他に質疑はありませんか。 質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 8 号 1 について、賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第 8 号 1 は可決いたしました。</p> <p>次に、日程第 5 の議案第 8 号 2 非農地証明についてを議題とし、調査委員会から説明を求めます。久原委員。</p>
2 番委員	<p>議案第 8 号 2、非農地証明についてご説明いたします。</p> <p>土地の表示 ①瀬戸内町大字諸鈍字操原 248 番地、畑、796 m²、合計 1 筆 796 m² 非農地に至った理由並びに現在の管理状況 当該地は、以前は耕作していたが平成 7 年に住居を建築し現在に至っている。 証明書を必要とする理由 現況に則した地目変更をするため。 以下お目を通してください。</p>
議長	調査報告は終わりました。この案件について質疑はございませんか。川島委員。
11 番委員	登記名義人と代理人の関係は何ですか。
農林課	代理人は登記名義人の甥になります。
議長	他に質疑はありませんか。碩委員。
8 番委員	住居だけで、他に建物は無いのか。
農林課	住居だけです。
議長	他に質疑はありませんか。岡野委員。
9 番委員	農地に家を建てている場合、早いもん勝ちみたいになっているが、農業委員としてはどうすればいいのか。

農林課	農業委員としては、農地パトロールを実施して転用申請していただくなどの指導をしてもらいたい。違反転用を見つけた場合は県に報告しなければいけないことになっています。
9 番委員	農地に家を建てている場合、何年経過すれば非農地扱いになるのか。
農林課	建築後 10 年を経過している場合です。
議長	<p>こうした事例は多々あるとは思いますが、農地を宅地にするという正常な方向に動いているとは思いますが。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 8 号 2 について、賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>賛成多数と認めます。議案第 8 号 2 は可決いたしました。</p>
	次に、日程第 6 の報告第 9 号農用地利用集積等促進計画認可及び公告についてを議題とし、事務局から説明を求めます。田中主幹。
事務局	<p>報告第 9 号、農用地利用集積等促進計画認可及び公告について、説明いたします。資料の 12 ページから 15 ページにてご説明いたします。まず 12 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画認可の公告日を令和 7 年 4 月 30 日に予定しております。内容につきましては、2 件で畑 2 筆、貸し手 2 人、借り手 1 人、合計面積 2,126 m²となっております。計画総括表を 13、14 ページに記載しておりますので、後ほどお目通しください。それでは個々に説明いたします。資料の 15 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号機構 10 番 農地の所在地「大字節子字前田 971 番 2」、現況地目「畑」、1,696 m²。賃貸借によるもので、対象作物はサトウキビで拡大によるものです。存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>整理番号機構 11 番 農地の所在地「大字節子字前田 973 番 3」、現況地目「畑」、430 m²。賃貸借によるもので、対象作物はサトウキビで拡大によるものです。存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>事務局からの説明は終わりました。この件について質疑はございませんか。</p> <p>質疑ないようですので、これで終わります。</p>
	次に、日程 7、報告第 10 号、農地の貸借解約通知書について、日程 8、報告第 11 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局から説明を求めます。田中主幹。
事務局	<p>報告第 10 号、農地の貸借解約通知書について</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字阿木名字重袋 1944 番 1」、畑、1,442 m²</p> <p>②「瀬戸内町大字阿木名字重袋 1945 番」、畑、1,272 m² 合計 2 筆 2,714 m²</p> <p>貸借契約の内容：農業経営基盤強化促進法による利用権（使用貸借）</p> <p>貸借期間：平成 28 年 7 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日</p> <p>合意解約の合意が成立した日：令和 7 年 3 月 4 日</p> <p>合意による解約をした日：令和 7 年 3 月 4 日</p>

	<p>農地の引渡しの時期：令和7年3月4日 届出の年月日：令和7年3月5日 返還する理由：双方合意による解約</p>
	<p>報告第11号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について 土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字西古見字池田522番1」、畑、252㎡ ②「瀬戸内町大字西古見字中間689番1」、田、9.91㎡ ③「瀬戸内町大字西古見字中間689番3」、田、82㎡ ④「瀬戸内町大字西古見字中間691番1」、畑、9.91㎡ ⑤「瀬戸内町大字西古見字中間691番3」、畑、347㎡ ⑥「瀬戸内町大字西古見字中間706番」、畑、158㎡ 合計6筆858.82㎡</p> <p>権利を取得した日：平成6年8月27日 権利を取得した事由：相続 取得した権利の種類及び内容：種類（所有権） 農業委員会によるあっせん等の希望の有無：希望しない 届出の年月日：令和7年3月3日 以上です。</p>
議長	事務局より報告第10号、第11号の説明がありました。この件について何か質疑はございませんか。碩委員。
8号委員	報告第10号については、1年を残して解約をいたしました。引き続き農地バンクを通して契約をする予定であります。
議長	<p>手続きを進めてください。他に何かございませんか。 他にないようですので、報告第10号、11号は終了します。 次に、日程第9の協議会に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>協議会</p> <p>(1) 行事予定について (2) その他</p>
議長	以上を持ちまして、第4回農業委員会総会を終わります。

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和7年4月22日

署名委員

署名委員